

環境 だより



10月は「浄化槽強化月間」です

問合せ先
環境対策室
☎ 95-1613

愛知県では、毎年10月を「浄化槽強化月間」と定めています。
浄化槽は、微生物の力により家庭の生活排水を浄化する施設です。適正に管理しないと、浄化槽本来の機能が発揮されず、処理水を放流している河川の水質悪化や、悪臭による苦情の原因となります。良好な生活環境を保つため、浄化槽を適正に管理し、大切に使用しましょう。

浄化槽を管理する方は、法令により保守点検・清掃を実施し、法定検査を受けましょう

保守点検 県知事の登録を受けた保守点検業者に依頼しましょう

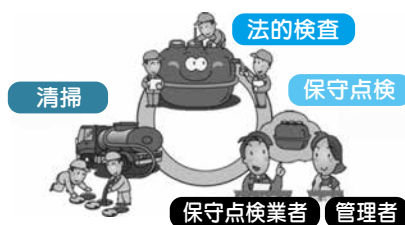
浄化槽の異常を早期発見するためにも必要です。

清掃（汚泥の抜き取り） 町の許可を受けた清掃業者に依頼しましょう

浄化槽は、使っているうちに汚泥がたまるため、年1回以上の清掃をしなければなりません。汚泥がたまってしまうと適切に処理されない水が排水路に直接流れるようになり、周辺で悪臭が発生するほか、水質汚染の原因となってしまいます。

法定検査 年に1回受けましょう

法定検査（水質検査）は愛知県指定検査機関（一社）愛知県浄化槽協会 ☎052-481-7160 に依頼してください。



維持管理	合併処理浄化槽	単独処理浄化槽
保守点検	概ね 4か月に1回以上	概ね4か月に1回以上 (全ばっ気方式は3か月に1回以上)
清掃	1年に1回以上	1年に1回以上（全ばっ気方式は6か月に1回以上）
法定検査	1年に1回	1年に1回

単独処理浄化槽をお使いの皆さんへ

平成13年から単独処理浄化槽の新設は原則禁止され、既に設置されている単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への転換に努めなければならないことが浄化槽法に規定されています。し尿のみを処理する単独処理浄化槽を使用している世帯は、各対象区域に応じて下水道へ接続するか、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

雨水利用簡易貯留施設設置費補助制度

不要になった浄化槽を雨水の有効利用や防災対策など、雨水利用簡易貯留施設に転用する方に補助金を交付します。

●清掃や工事に要する経費の2分の1の額、または8万円のいずれか少ない額（住宅1棟につき1基まで）

合併処理浄化槽設置補助金

大口町では、将来にわたり下水道への接続が予定されていない地域などに既設の単独処理浄化槽または汲み取り便所を廃止し、合併処理浄化槽を設置しようとする方に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。対象区域など詳しくは、環境対策室までお問い合わせください。

合併処理浄化槽とは トイレの排水のほか、に台所やお風呂等から出る生活雑排水も一緒に処理することができるため、水質の悪化を防ぎます。

資源リサイクルセンター 臨時休業

11月2日(土)「ふれあいまつり2024」開催のため、臨時休業します。